



令和6年度 いじめ防止基本方針



<内容>

- 1 いじめに対する吉野中学校の基本方針
- 2 いじめに対する基本姿勢
- 3 いじめの定義
- 4 いじめ解消の定義
- 5 いじめ防止対策委員会について
- 6 いじめへの対応体制
- 7 いじめ事案の聞き取りについて
- 8 いじめ認知までの流れ
- 9 いじめ認知後の具体的な対応について
- 10 いじめ発生からいじめ解消までの保護者対応の流れ
- 11 重大事態への対処
- 12 ネットいじめへの対応
- 13 いじめ防止の取組に関する点検
- 14 いじめ防止基本方針の公表について
- 15 年間指導計画

いじめ防止基本方針

1 いじめに対する吉野中学校の基本方針

いじめはどこでも起こりえるものと認識し、生徒が安心して学習やその他の活動に取り組めるよう、いじめを行わず、また周りの生徒もいじめを認識しながら放置することがないように、全教育活動を通じて取り組む。

2 いじめに対する基本姿勢

- (1) いじめを許さない集団作りを行う
- (2) いじめを早期に発見する
- (3) 教職員がチームとなり組織的に対応する
- (4) 保護者と協力して対応する
- (5) 関係機関や専門家と連携する

3 いじめの定義 (いじめ防止対策推進法から抜粋)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<いじめの態様>

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団で無視される
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷されたり、個人情報や画像等を掲載されたりする

4 いじめ解消の定義

(1) いじめに係わる行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この期間は、少なくとも3ヶ月を目安とする。

(2) 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。また「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

5 いじめ防止対策委員会について

(1) 内容

積極的な生徒指導でいじめ(ネットいじめを含む)の防止、早期発見に心がけ、いじめを認知した場合には学校全体で迅速に、組織的に解決に取り組む。

(2) 組織

校長・教頭・生徒指導主任・養護教諭・学年主任・担任・各学年生徒指導係・SC・SSW

(3) 役割

- ・ いじめ防止基本方針の策定と未然防止のための活動の推進
- ・ いじめが疑われる事案発生をうけ、対応策や役割の検討
- ・ 情報を集約し、いじめかどうかを判断
- ・ いじめ認知後の対応策や役割の検討
- ・ 教職員の資質向上のための校内研修の推進
- ・ 保護者や地域及び関係機関との連携

(4) 開催期日と開催場所

毎週水曜日の2校時（生徒指導部会）及び臨時に招集する。場所は、原則、校長室とする。いじめを認知した場合には時間を分けて、情報の共有化や今後の対応策について検討する。

(5) 連携する関係機関等

教育委員会青少年課、吉野交番、鹿児島中央警察署、鹿児島県中央児童相談所、鹿児島市子ども福祉課、少年サポートセンター、県総合教育センター教育相談課、ネットパトロール事業部

(6) 連携する関係機関の連絡先

関係機関	電話番号
鹿児島市教育委員会青少年課	227-1971
吉野交番	243-2984
鹿児島中央警察署	222-0110
鹿児島県中央児童相談所	264-3003
鹿児島市子ども福祉課	216-1260
少年サポートセンター（県警察本部）	232-7869
県総合教育センター教育相談課	294-2200

6 いじめへの対応体制

(1) 未然防止

ア 「生徒一人一人に、お互いのよさを認め合い、集団の一員として協力し合える人間関係を育む」ための教育活動の充実

(学級として)

- ・ いじめについて話し合わせることで、いじめの定義をより深く認識させる。
- ・ いじめの例や劇、ロールプレイを通して、いじめについての認識を深め、とるべき行動について学ばせる。
- ・ 人を傷つけることをしない、言わない基本ルールを守らせ、公正公平な心を育てる学級経営に取り組む。
- ・ 構成的グループエンカウンターを取り入れることで、健全な集団づくりや人間関係づくりに取り組む。

(生徒会として)

- ・ 生徒の意見や活動を取り入れた生徒会活動に取り組む。
- ・ 生徒一人一人に自己の存在感や有用感を味わわせるとともに、いじめは絶対に許されないという雰囲気づくりに努める。
- ・ 生徒会による話し合い活動や自主的な活動を推進する。
- ・ 生徒会による「いじめ撲滅宣言」など、生徒たちの主体的な活動づくりに取り組む。
- ・ 「いじめ防止啓発強調月間（ニコニコ月間）」や「いじめ問題を考える週間」を通して、いじめ撲

滅標語やポスター等を募集・掲示し、生徒や保護者、教職員などが主体的に啓発活動に取り組む。
(学校行事等として)

- ・ 体育大会や文化祭等の企画や運営に生徒が参画し、生徒が吉野中の一員であることを実感させる。

(保護者・地域・関係機関との連携として)

- ・ P T A等でいじめについて説明し、学校と保護者が連携して対応することを伝える。
- ・ 地域生徒会における地域の方との話し合いの場で、地域行事を確認し積極的に参加させるとともに、地域の一員であることを自覚させる。
- ・ 市教育委員会、鹿児島中央警察署等との連携で、「吉野地域中学校青少年育成啓発活動」について啓発する場を夏季休業前に設ける。

イ 「児童生徒一人一人に自他の生命等を尊重する心情や態度を育む」ための指導の徹底

- ・ 道徳や領域等において、いじめや人間関係についての重点的な指導を計画的に行う。
- ・ 人権尊重の視点から、全教育活動を通じて、児童生徒一人一人に「いじめは絶対に許されない」という態度を育む。
- ・ 教科、領域、総合的な学習の時間等で、生徒に主体的に関わらせることで、他を思いやる心や豊かな人間関係を学ぶ機会を設ける。
- ・ 命の教育を含めた道徳教育を全教育活動を通じて充実させ、児童生徒の思いやりの気持ちや自他の生命を尊重する態度を育む。
- ・ 道徳の時間の充実に努め、体験活動を通して道徳実践力を育成する。

ウ 分かる授業で生徒の主体性と自己肯定感の育成

- ・ 「主体的・対話的な深い学び」
- ・ 基礎的・基本的内容の定着
- ・ 生徒の思考力・判断力・表現力の育成
- ・ ICT 機器の活用
- ・ 共感的人間関係の中での自己決定の場の工夫

(2) 早期発見・早期対応

ア いじめの問題に関する実態把握

- ・ 学級内や部活動等を通して生徒の心情と行動を的確に把握し、情報交換を密にする。
- ・ 生徒の出席状況に注意し、同じ理由で3日以上欠席が続く場合は、背景に何らかの問題があることも想定し、保護者への連絡や家庭訪問を行う。
- ・ 生徒用タブレットを使った「ここにチェック」や「いじめアンケート」、「学校楽しいーと」等のアンケートを毎月実施し、子どもの人間関係を組織的に把握する。
- ・ 「学校楽しいーと」を年2回実施し、生徒の実態をより深く把握し教育相談に生かす。
- ・ 教育相談週間を設定し、子どもや保護者が悩みを気軽に相談できる体制を整備する。

イ いじめについての相談体制の充実

- ・ いじめに関わった生徒や保護者に関して、組織的な対応を取る。
- ・ 24時間電話相談「かごしま教育ホットライン24」等、緊急時の相談窓口を周知する。

ウ いじめへの迅速な対応と関係機関及び外部人材の連携の推進

- ・ いじめが疑われる事案が発生した場合、直ちに「いじめ防止対策委員会」を開き、情報を共有し今後の対応策を協議する。
- ・ いじめられた生徒といじめた生徒から聞き取りを行い、言い分が一致しない場合はさらに周囲の生徒からの聞き取りを行い、可能な限り情報収集する。
- ・ 生徒から聞き取った情報を集約し、「いじめ防止対策委員会」でいじめかどうかを判断する。
- ・ いじめと認知した場合、速やかに教育委員会に報告し、被害者や加害者、いじめが起きた集団等に対する処置をとる。

- ・ 被害生徒のケアについては、担任だけでなく、養護教諭やスクールカウンセラー等とも連携して行う。また、心身に重大な被害がある場合、被害者の意向に配慮した上で、児童相談所、スクールサポーターや警察等の関係機関と連携する。

(3) 教職員の資質向上

ア いじめの問題の認知に関する教職員の共通理解

- ・ いじめの定義、いじめの態様、いじめの認知方法について、年度初めに十分な共通理解を図る。
- ・ いじめ防止基本方針を確認し、いじめへの対処について全職員で共通理解を図る。
- ・ いじめられている児童生徒の切実な思いを、軽微と思われることでもしっかりとすくい上げ、教職員で情報を共有する。

イ いじめの問題に関する教職員の資質向上

- ・ いじめへの組織的対応のシミュレーションやカウンセリング演習等の教職員研修を行う。
- ・ いじめに関する教職員の指導方法や教育相談に関する研修の充実を図る。
- ・ スクールカウンセラーを活用したカウンセリングなどの研修を行い、教職員のいじめに関する実践的な対応力の向上を図る。
- ・ 県道徳教育研修会、ネットいじめ対策研修会、県総合教育センター等におけるいじめの問題に関する研修会を積極的に活用する。

7 いじめ事案の聞き取りについて

(1) 配慮すべきこと

- ・ いじめに関わる生徒の聴取は、静かで他の生徒から見えない「心の教室」や学習室、職員室等で行い、必ず記録する職員も含めて複数で対応する。その際、セクハラ等の別な問題に発展しないように男女の職員を配慮して行う。
- ・ 授業を優先して放課後等に行うことを原則とするが、緊急な場合や欠席している場合、教室に入れられない場合等は、授業中でも早急に聞き取りをする。

(2) いじめ聞き取りシート

下記のシートに従って聞き取りをし、年度末には本事案に関わる全ての文書とともに次の学年へファイルごと引き継ぐ。保管場所は学年職員室の書庫とし5年間保管する。生徒が卒業後は校長室の書庫で保管する。重大事態に関するものは実施した翌年度から10年間保管する。

いじめ記録シート（例）

記入日：令和 年 月 日 曜 記入者： _____

◆通報者【 _____ 】

誰から第一報が入ったのかを記入

◆被害生徒【 年 組 氏名 _____ 】

※5W1H（いつ、どこで、だれが、なぜ、どのように）等、分かる範囲で簡潔に記入

いじめ聞き取りシート（例）

◆令和 年 月 日 曜 ◆対応職員（ ）※なるべく複数で

◆生徒名（ 年 組 ）

◆場 所（ ） ◆時 間（ ～ ）

◆聞き取った内容

※5W1H（いつ、どこで、だれが、なぜ、どのように）が分かるように、時系列で詳細に記入

※「事実」と「思い込みや推測」を明確に分けて記録

・「事実」（～をした。）（～と言った。）

・「思い込みや推測」（5月の一週目あたりで）（～といった内容のことを発言した。）

※特に重要な言葉は「 」を付ける

・謝罪は「希望していない」 ・相手への指導を「強く望んでいる」

※学年の生徒指導フォルダに保存

・一つの名称で上書き保存するか、日付を入れて保存（〇〇5月10日）

8 いじめ認知までの流れ

「いじめとして対応」から「いじめの認知」まで

令和4年12月15日

生徒、保護者からの相談 教師の気づき 外部からの情報・・・

<いじめとしての対応> ※初期対応は早急に行う

1 **いじめの発見・訴え・情報入手** 【即日実施：管理職，生徒指導部，学年部，担任，顧問】

↓①いじめ防止対策委員会の招集。報告，相談，情報共有

↓②いじめに係る情報の適切な記録

↓③被害側保護者との情報共有と今後の方針の説明

↓④状況に応じて加害側保護者にも適切な情報共有

2 **情報共有・調査方法等の立案** 【直ちに実施：管理職，生徒指導主任，学年部，担任，顧問】

↓①事実確認のための方法や分担の立案

3 **事実確認** 【組織的に素早く実施：管理職，生徒指導主任，学年部，担任，顧問】

↓①関係生徒への聴き取りやアンケートの実施

↓②教職員への聴き取り，記録簿や関係資料の収集

↓③入手した情報の共有

↓④事故報告書提出及び情報の共有(市教委青少年課との連携)

4 調査内容を確認・精査し事実の有無の確定

【事実確認後直ちに実施：いじめ防止対策委員会】

<いじめの認知>

1 調査結果の共有・認知

↓

2 被害及び加害保護者へいじめ認知後の対応及び重大事態の説明

↓

3 被害、加害双方の生徒の見守り、追加の聴き取り、保護者への説明

↓

4 市教委青少年課への報告と今後の対応・措置等の確認・報告書の作成

記録5か条

- 1 日時、記録者を記録
- 2 対象の生徒氏名・年・組・母・父等を記録
- 3 電話中も、できる範囲で単語だけでも記録
- 4 立ち話は概要を記憶し、速やかに記録
- 5 重要な言葉には「 」を付ける。
例「謝罪をしたい」「希望しません」「指導してほしい」

9 いじめ認知後の具体的な対応について

○ いじめられた生徒に対して

- (1) 担任等が、被害生徒の話しやすい環境で、心情に寄り添いながら状況や思いを聞き取る。本人からの聞き取りが難しい場合は、保護者や周囲の生徒等から聞き取りを行い、可能な限り情報収集する。
- (2) 「いじめられている生徒を守り通す」という学校の姿勢を、本人や保護者に明確に示す。
- (3) 担任だけでなく、学年部、養護教諭やスクールカウンセラー等、組織として見守る体制を作る。
- (4) 教室へ入れない場合は、教室以外に過ごせる場所を確保する。

○ 保護者に対して

- (1) 保護者と面会し、学校が把握している情報を丁寧に伝え、今後の対応について説明し、相手からの謝罪等も含めて保護者の意向を確認する。
- (2) 生徒が教室へ入れない場合は、教室以外に過ごせる場所の確保を提案する。また、学習課題の提示や、必要に応じて、リモート授業や適応指導教室、市の学習支援員等を提案するなど、学習面についてサポート体制を作る。

○ いじめた生徒に対して

- (1) いじめられた子どもの心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、「いじめが許されない行為であること」を分からせる。
- (2) 何がいじめであるかなど、いじめの定義や内容等についてしっかりと理解させる。
- (3) 自分も相手から何かをされたという訴えがあった場合は傾聴し、周囲の生徒から情報収集し、必要に応じて、いじめられた生徒へも指導する。ただし、相手の気持ちに即して自分の行為を振り返らせ、自分を正当化することがないように配慮する。
- (4) 集団によるいじめも視野に入れて、集団内の力関係や家庭状況を考慮して指導に当たる。

- (5) 必要に応じて、児童相談所、スクールサポーターや警察等と連携して指導する。
- 保護者に対して
 - (1) 事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の気持ちに共感してもらう。
 - (2) いじめは絶対に正当化できないものであることを毅然とした態度で示す。
 - (3) 担任等が仲介役となり、いじめられた子どもの保護者と理解し合うように要請する。
 - いじめが起きた集団に対して

はやし立てる行為は、いじめと同じ行為であることやいじめられた子どもの心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが許されない行為であることを分からせる。また、見て見ぬふりをする行為も、いじめを認め、加担することにもつながることを理解させる。
 - 地域や関係機関等に対して

いじめについて、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、教育的な配慮や被害者の意向を踏まえた上で、児童相談所、スクールサポーターや警察等と連携して対応する。
 - 謝罪の場の設定について

謝罪を受けるかどうかや、謝罪の方法等については被害者の意向を尊重して設定する。また、事前に謝罪すべき内容を被害生徒および被害者側の保護者と確認し、加害者側の保護者にも適切に情報を提供し、双方で争いがおきることがないように配慮する。謝罪は職員が立ち会うことを基本とし、双方が感情的にならないように配慮する。事前に確認していない新たな情報が出てきた場合は、後日、再度聞き取りを行い結果を伝える。

1.0 いじめ発生からいじめ解消までの保護者対応の流れ

<対応のあり方> 「いじめ防止対策推進法」に則した、誠意ある対応

(1) いじめられた生徒の保護者に対して

1	保護者に連絡し、いじめを認知したことを伝えるとともに面談を行う。
2	保護者に、学校が把握していることについて伝えるとともに、家庭での様子についても情報を共有する。
3	場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等の申し出に対しても弾力的に対応する。
4	保護者に、3か月を目安にした学校の取組や重大事態について説明し、理解を得る。
5	必要に応じて家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
6	状況を見守りながら、必要に応じて保護者と本人と揃って面談を行い、いじめの変化、不安感などの確認を行う。
7	3か月経過を目安に、いじめの変化や不安感などを確認し、いじめの解消について共通理解を行う。必要に応じて、いじめた側の保護者と揃って学校側の説明を受ける。

(2) いじめた生徒の保護者に対して

1	保護者に連絡し、いじめを認知したことを伝えるとともに面談を行う。
2	保護者に、学校が把握していることについて伝え、いじめられている子どもや保護者の状況について理解を得る。
3	担任等が仲介役となり、いじめられた子どもの保護者と理解し合うように要請する。
4	保護者に、3か月を目安にした学校の取組や重大事態について説明し、理解を得る。
5	必要に応じて家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
6	状況を見守りながら、必要に応じて保護者と本人と揃って面談を行い、行動や心情の変化などの確認を行う。
7	3か月経過を目安に、いじめの変化や不安感などを確認し、いじめの解消について共通理解を行う。必要に応じて、いじめた側の保護者と揃って学校側の説明を受ける。

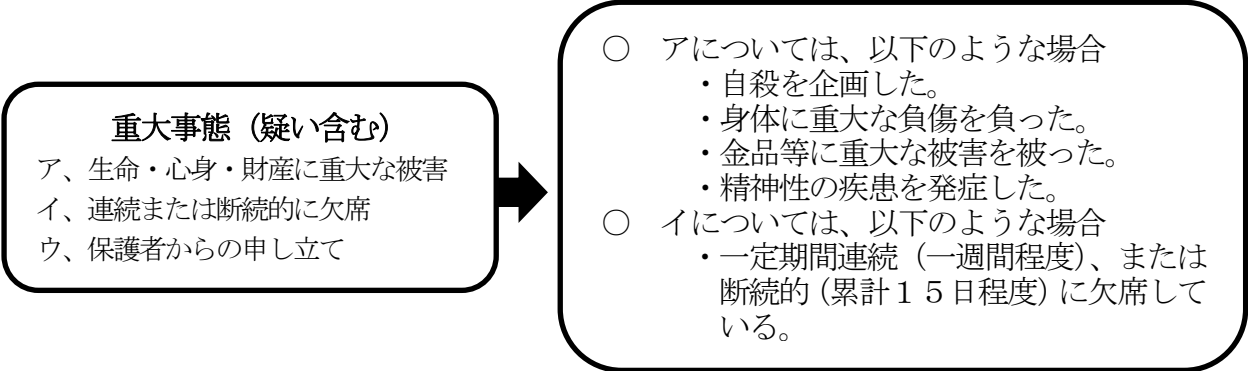
1.1 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と報告

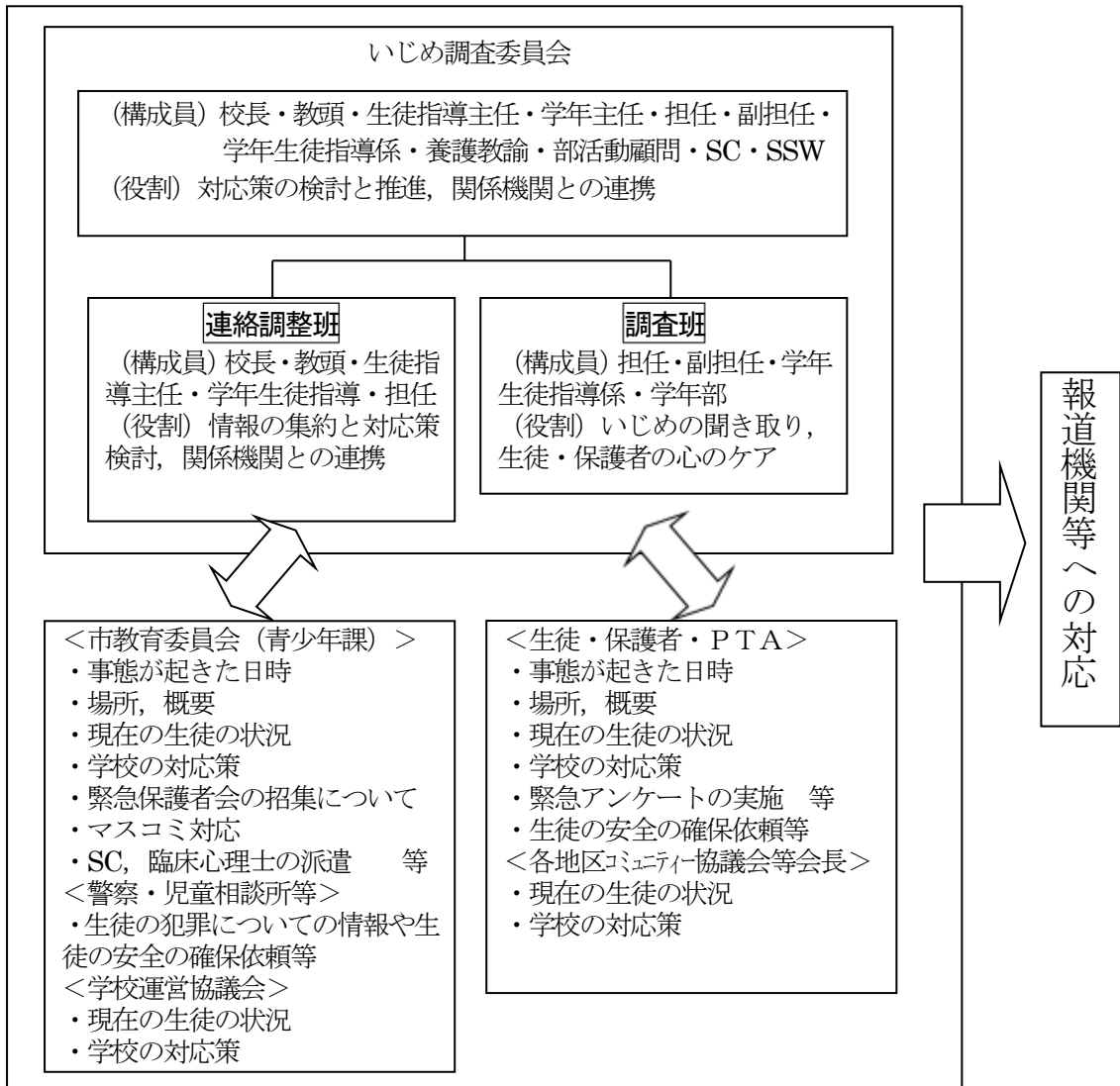
学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（法第28条第1項）

学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめられた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。（法第28条第2項）



(2) いじめ調査委員会及び連携方法



(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

いじめ聞き取りシートを活用して、以下の事実関係を、公平性、中立性の確保に努めながら、可能な限り網羅的に調査する。調査主体に不都合なことがあったとしても、客観的に可能な限り事実を明確にする。

- ・いつ（いつ頃から）
- ・どこで
- ・誰が
- ・何を、どのように（態様）
- ・なぜ（人間関係の状況や学校の対応に関する課題など）

○ いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒の思いに寄り添って十分に聞き取る。また周囲の生徒や教職員に対し、聞き取りを行う。いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先した方法で実施する。また、インターネット上でのプライベートに関する情報拡散・風評被害等にも配慮する。

○ いじめられた生徒からの聴き取りが困難な場合

当該生徒の保護者の要望を十分に聴取し、話しやすい場所や話しやすい相手、また、家庭訪問や保護者同席での聞き取りなど、可能な限り、被害生徒から直接聞き取りができるようにする。

○ いじめに関するアンケート等を実施する場合

実施方法や質問事項等について、被害生徒、保護者と十分に打ち合わせを行い実施する。また、加害生徒の個人情報等にも配慮する。アンケート結果を受け再調査を行う際も、情報提供者が特定できないように最大限配慮して行う。

(4) 適切な情報の提供

いじめを受けた生徒及び保護者に、適時・適切な方法で経過を報告する。その際、もともと相手が知り得なかった部分は個人情報にあたるという認識に立ち、情報の取り扱いには注意する。学校以外の機関が調査を行う場合、資料提出、調査に協力する。

<報道取材への対応>

- ・ 教育委員会の指導を得て、個人情報や人権に配慮しながら正確な情報と事実を公表する。
- ・ 誠意ある対応をとり、公平な対応をとる。

<ポイント>

- ・ 窓口の一本化
説明は、責任者である学校長が窓口となり対応する。責任者が不在の時には、その旨を説明し、学校長から直接連絡するようにする。
- ・ 報道機関への要請
取材が一度に殺到し、現場の混乱が予想される場合には、生徒の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持するため、適切な取材方法を報道機関に要請する。
- ・ 取材者の確認
報道機関から取材があった際には、教頭が相手側の社名や担当者氏名、電話番号及び取材内容等を必ず記録する。
- ・ 取材意図の確認及び準備
あらかじめ、取材意図を確認し、予想質問に対する回答を作成する等、的確な回答ができるよう準備する。準備にあたっては事実関係が正確に把握できているか、推測の部分はないか、人権やプライバシー等の配慮はできているか等の事項に留意するとともに、教育委員会・警察等の関係機関と事前に協議する。
- ・ 明確な回答
把握していないことや不明なことは、その旨を明確に伝え誤解につながる返答はしない。また、決まっていないこと、答えられないことは曖昧に返答せず、対応できる時期を示す。万が一誤って説明していたことが判明した時には直ちに取材者に訂正を申し出る。

(5) 調査結果の報告

市教委青少年課に調査結果を報告し、その後の対応や措置を協議し実行する。また、改めて文書により報告する。

1.2 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめの特徴

- ・ インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。
- ・ インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、生徒が簡単に被害者にも加害者にもなり得る。
- ・ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の者からアクセスされる危険性がある。
- ・ 保護者や教師など身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、生徒の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難であるため、「ネット上のいじめ」の実態を把握することが難しい。

(2) 「ネット上のいじめ」の類型

- ・ 掲示板・ブログ・プロフ及び無料情報交換アプリ（LINE等）上での「ネット上のいじめ」（誹謗・中傷の書き込み、個人情報を無断で掲載）
- ・ メールでの「ネット上のいじめ」（「チェーンメール」や「なりすましメール」での誹謗・中傷）
- ・ 口コミサイトやオンラインゲーム上での誹謗・中傷

(3) 対応

- ・ インターネットの危険性について、生徒や保護者に周知する。特に、例えば生徒が投稿した内容について一般の方とトラブルになった場合、いじめに該当しないため学校は対応できないことや、仮にいじめが疑われる事案であっても、インターネットは秘匿性が高く適切な情報収集ができないため、対応が難しいことを予め保護者に周知しておく。
- ・ 「ネットいじめ」の特徴を踏まえ、正確な事実把握と情報の共有に努める。
- ・ インターネット掲示板に他人への誹謗中傷を書き込みことは「いじめ」であり、絶対に行わないよう指導の徹底を図り、「いじめは絶対に許されない行為である」「いじめられた生徒を守り通す」という、毅然とした姿勢で臨む。
- ・ 「ネット上のいじめ」により、命にかかわる深刻な問題につながりかねないことを指導する。
- ・ 親子で、携帯電話が本当に必要かどうか、家庭内のルールなどについて、きちんと話し合わせる。
- ・ フィルタリングを設定したりするなどの、保護者の責務について指導する。

(4) 誹謗中傷等の削除方法

- ・ 問題となっている掲示板等のURLを記録し、画面を印刷したり、デジタルカメラで撮影したりするなどして内容を保存する。
- ・ 掲示板等の管理者に、運用方針に沿って削除依頼をする。ただし、管理者によっては、依頼内容を公開したり、個人情報を悪用したりする場合もあるので注意が必要である。
- ・ 管理者が対応しない場合などは、インターネット接続業者に削除依頼をする。
- ・ 内容がエスカレートしたり、削除依頼をしても削除されなかったりする場合は、ネットポリスや県警への相談も対応・検討する。

1.3 いじめ防止の取組に関する点検

下記の項目に従って学期毎に評価し、課題については、いじめ防止対策委員会で協議して改善策を策定し、次年度のいじめ防止基本方針に反映させる。

- いじめの問題への取組の定期的な点検を行い、その評価を行っているか。
- 点検結果を全教職員で共有した上で、取組の改善につなげているか。
- 生徒へのアンケート等の実施を行うとともに、日記等の活用など日常の取組を推進しているか。
- いじめへの対応に、一人では抱え込まないで学校全体の組織的な対応をしているか。
- いじめを把握した時の保護者への連絡を適切に行っているか。
- いじめを把握した時の教育委員会への連絡を迅速に行っているか。
- 校長への報告・相談・連絡など、校長を中心とした一致協力体制の確立を図っているか。
- 指導上配慮を要する児童生徒の進学や転学等に関して、教員間の適切な引継ぎ等を行っているか。
- いじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得ているか。
- いじめや暴力行為等に関して、学校と警察との円滑な連携と情報共有を行っているか。

1.4 いじめ防止基本方針の公表について

策定したいじめ防止基本方針は、学校 WEB ページで公表するとともに、保護者や地域にも広く知らせる。

このいじめ防止基本方針は、平成 26 年度から施行する。

このいじめ防止基本方針は、令和 4 年度から施行する。

このいじめ防止基本方針は、令和 5 年度から施行する。

15 年間指導計画

月	月目標	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動等	生徒会活動	教育相談	職員研修
4	新しいクラスメイトの事を知ろう。	年間活動計画の検討	いじめアンケート	「いじめを考える時間」の実施	各教科における 指導計画の確認	学級 P T A	学校基本方針の確認
		取組評価アンケートの作成		学語（共通主題「学級生活を充実させるために」）		教育相談	
5	正しい行動をすることに努めよう。	吉野中にこにこ月間（5/25～）	教育相談事前アンケート	道徳（共通主題「正義・公正・公平（4-3）」）	（生徒向け）全体指導		具体的な対応の在り方
		「心の教育の日」（5/30）	（心の教育の日実施）				生徒指導事例研修
6	人権について考えよう。	吉野中にこにこ月間（～6月25日）	学校楽しいーと	いじめ問題を考える週間			家庭との連携の在り方
		保健教室（1年心身の発達・2年生命尊重）		いじめ防止標語作成（にこにこ月間）		地域 P T A	
7	命の尊さについて考えてみよう。		いじめアンケート	S O S 発信の授業		保護者と教師の語る会	
				ネットマナー講演会		学級 P T A	
8	規則正しい生活をし、家庭生活を振り返ろう	1学期の取組の反省	にこにこチェック			三者面談	人権同和教育研修
		2学期活動計画の検討					
9	集団での行動に協力しよう。	実態に基づいた対応策の検討	いじめアンケート	いじめ問題を考える週間			生徒指導事例研修
				道徳（共通主題「集団生活の向上（4-4）」）			
10	仲間との助け合う心の大切さを知ろう。		いじめアンケート	道徳（共通主題「友情・信頼（2-3）」）	生徒会立会演説		具体的な対応の在り方
11	自分の事を知り、振り返ってみよう。		学校楽しいーと			三者面談・教育相談	
12	豊かな人間関係を作ろう。	2学期の取組の反省	にこにこチェック	学語（共通主題「友人の個性について認めよう」）	街頭募金活動	三者面談・教育相談	取組評価結果から
						学級 P T A	
1	人に感謝する心を持つとう。	3学期活動計画の検討	いじめアンケート	道徳（共通主題「感謝（2-6）」）	書き損じはがきボランティア		具体的な対応の在り方
				道徳（共通主題「感謝（2-6）」）			
2	人との関わり方について考えよう。	取組評価アンケートの実施、集計	いじめアンケート			学級 P T A	今年度の反省
3	来年度のために、よい思い出を作ろう。	1年間の取組の反省	にこにこチェック				
		次年度活動計画案作成					